

学 位 論 文 題 名

監査人の責任に関する研究

－ 監査論の視点から見た監査責任の変遷 －

学位論文内容の要旨

本研究は、財務報告における監査人の責任について、監査の端緒から 2003 年に至るまでを歴史的に研究したものである。

監査人の責任は、保証を行うために必要な監査手続を実施することによって遂行される。この意味では、監査人の責任の本質それ自体は不変である。変容するのは保証を行うという責任そのものではなく、保証の内容と保証のために必要な監査手続である。本研究は、資金調達手段の変化とそれにともなう財務報告書の利用の目的の変化、それらの変化を原因として変わりゆく保証の内容および保証に必要な監査手続を分析することによって、監査人の責任の具体的な内容を明らかにすることを目的としている。

本研究では、監査人の責任の内容と責任負担の範囲の分析にあたり、実際に監査人が負った責任と監査人に遂行が期待される責任の両方を対象とした。分析に際しては、前者の責任に関しては会計に関する職業専門団体が公表した文献および一般に認められた監査基準から、後者の責任に関しては連邦証券取引所の規制や公表文献、連邦議会の報告書、裁判所の判例を用いた。また、監査人が責任を負うべき関係者の範囲を考察する際には、直接の契約当事者と監査費用を負担しない第三者を区別して分析を行った。

第 1 章では、本研究の対象となる監査人の責任に関して論じている。本研究において分析の対象とし、明らかにする責任について示すとともに、法定監査において必要とされる責任分担構造の概念を述べている。

第 2 章以降で、監査人の責任に関する歴史的な分析を行っている。第 2 章では監査の端緒の時代を扱った。米国の会計監査のはじまりが英国の模倣であったことから、英国人会計士が渡米する 19 世紀半ばまでの英国の監査の歴史について述べている。歴史的な監査の端緒は受託者責任の監査であり、監査人の責任は受託者の誠実性を保証することであった。英国では近代まで、財務的な責任を負った者の受託者責任を会計報告書を通じて検証されていた。

第 3 章では、19 世紀半ばから 20 世紀初頭の米国において、導入された英国式の監査が米国独自の監査に転換した過程を対象としている。19 世紀半ばの米国では、渡米した英国人会計士によって第 2 章における英国監査と同様の監査が行われていた。しかし、会社法により法定監査が実施された英国が経営者の受託者責任を保証したのに対し、経営者に依頼される任意監査が行われた米国では従業員の受託者責任を保証するものに代わっていった。後に、米国では信用供与のための貸借対照表監査が行われるようになり、保証の内容は受託者の行為の誠実性から貸借対照表で表される情報の信頼性へ代わる。任意監査であるため、会計士業務のすべてが契約によって決定し、監査人の責任も契約に応じて決定していた。監査人の責任は原則として契約当事者にのみ負担すればよく、監査費用を負担しない第三者には及ばなかった。

第 4 章では、1920 年代後半の財務諸表監査への転換から監査人の責任負担の実態が期待ギャップの形で発現する 1970 年代後半までを分析している。証券市場を通じた資

金調達が行われるようになったため、短期返済能力を表示する貸借対照表から期間損益を表す財務諸表が用いられるようになった。このため、意思決定支援を目的とした監査手続を実施しなければならなかった。複数存在する会計方法と経営者の選択した方法が一般に認められた会計原則に準拠して適正であるか否かに関する意見表明を通じた保証を行う。ここでは一般に認められた会計原則と経営者が選択した会計方法の照合と、報告利益の過大表示を看過しない監査手続の実施が求められた。

加えて、1933 年証券法および 1934 年証券取引法の制定により法定財務諸表監査制度が導入されたため、監査人は米国証券取引委員会の監督下におかれることとなった。ここで監査人は責任分担構造に位置づけられ、重要な虚偽記載の発見という財務諸表利用者への責任を新たに負わなければならなかった。その代わりに、監査人は財務諸表中の会計表現の監査に関する責任のみの負担に減免されたのである。財務諸表監査への転換当初から 1960 年代まで、監査人は財務諸表監査に対応する監査手続を適時に導入せず、責任を適切に負わなかったため、対応の遅れによる責任負担の実態は 1960 年代後半から 1970 年代にかけて期待ギャップを発現させた。監査人は基準への準拠性を理由に免責されることが可能であり、財務諸表利用者は契約法に拠って提訴しても救済されず、投資損失を過大に負担させられていた。1960 年代までの監査人の責任負担は明らかに過小であったと結論づけることができる。しかし、1960 年代後半から 1970 年代にかけては法的責任のまっとうによって監査人が利用者に損害を賠償したため、監査人の責任負担は法的責任の代替により適正に落ち着いていた。

第 5 章では、監査人が訴訟危機に見舞われ、1970 年代から一転して過大な責任を課せられていく 1980 年代を対象としている。監査人の過小な責任負担が法的責任の負荷によって代替されたにもかかわらず、期待ギャップは解消されなかった。1988 年に監査人はようやく経営者不正からもたらされる重要な虚偽記載の発見を目的とし、そのためのリスク・アプローチを採用した。しかし、リスク・アプローチは導入時にはすでに対応できないものとなっており、監査人の責任負担は十分ではなかった。

第 6 章では、2003 年に至るまでの責任分担構造の歪曲の実態およびその是正の試みを考察している。1980 年代後半から、監査の主題となる財務諸表は、歴史的原価を基礎として作成されるものから将来の見積もりや経営者の判断を多大に含むものへ拡張された。監査人はかかる変容に対応した監査手続を導入すべきであったが、対応が遅れていた。さらに、1990 年代後半の米国では財務報告のすべての関係者が責任を適正に負担しなくなり、責任分担は遵守されなかった。責任分担構造の歪曲は Enron 破綻その他の会計不正の発覚によって全米に会計不信を引き起こした。その対策として公表された 2002 年サーベインズ・オックスレー法その他の会計不信の払拭の試みの過程を分析している。サーベインズ・オックスレー法を中心とした新たな責任分担構造では、監査人は非監査業務の兼業が禁止され、監査に関する責任のみの徹底が求められている。

歴史的な分析の結果、監査人の責任の具体的な内容は、三回大きく変容していることが判明した。初回は、監査人の保証する内容が受託者の行為の誠実性から会計情報の表現を通じたものへ変化したことによる。次の 1930 年代の転換時は、会計報告書の情報の保証はそのままであったが、法定監査の導入に伴い他者との間で責任が規定され、会計士のうち監査業務を行う者の責任が限定されたことによる。この結果、会計報告書中の情報の表現の適正性に関する保証のみを行うことが求められた。最後の転換は、2002 年サーベインズ・オックスレー法の制定により、職業専門家としての監査人の責任が完全に限定されてしまったことによる。監査人の責任は、負うべき対象を拡張させながら、かつ責任の範囲を限定させて現在に至っている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 吉 見 宏
副 査 教 授 蟹 江 章
副 査 助 教 授 丸 田 起 大

学 位 論 文 題 名

監査人の責任に関する研究

－監査論の視点から見た監査責任の変遷－

本論文は、財務報告において監査人が負うべき責任範囲について、資金調達手段の変化とそれともなう財務報告書の利用目的の変化、そのために生じる監査人が付与する保証の内容と保証に必要な監査手続の変化を、歴史的に検討したものである。その結果監査人の責任の歴史的な転換点を見だし、そのあるべき範囲と内容を検証することを目的としている。以上の研究方法と前提の下に、本論文は以下の全6章から構成されている。

第1章では、本論文の対象となる監査人の責任に関してその論理的関係を示している。本論文の主要な構成部分は、歴史的な分析によっているが、その対象となる監査に関わる当事者たちの「責任」関係について、彼らによる「責任分担」という観点からその概略を論理的に考察している。

第2章では監査の「端緒の時代」が扱われている。米国の会計監査のはじまりが英国の模倣であったことから、まず英国人会計士が渡米する19世紀半ばまでの英国監査史を概観している。ここで歴史的にみれば監査の端緒は受託責任の監査であり、監査人の責任は受託者の誠実性を保証することであった。英国では近代まで、財務的責任を負った者の受託責任が会計報告書を通じて検証されていた。

第3章では、19世紀半ばから20世紀初頭の米国において、米国に導入された英国式の監査が米国独自の監査に転換する過程を検討している。19世紀半ばの米国では、渡米した英国人会計士によって第2章における英国式監査と同様の監査が行われていた。しかし、会社法による法定監査が実施された英国が経営者の受託責任を保証したのに対し、経営者の依頼に基づく任意監査がその主体であった米国では、従業員の受託責任を保証する形に変化した。後に、米国では信用供与のための貸借対照表監査が行われるようになり、保証の内容は受託者の行為の誠実性から、貸借対照表で表現される情報の信頼性へと変化する。これらは任意監査であるため、会計士業務のすべては契約によって決定され、よって監査人の責任も契約により決定されていた。監査人の責任は原則として契約当事者に対してのみ負

担すればよく、監査費用を負担しない第三者に対しては及ばなかった。

第4章では、1920年代後半の財務諸表監査への転換から、監査人の責任負担の実態が期待ギャップの形で発現する1970年代後半までを分析している。この時代には、証券市場を通じた資金調達が行われるようになったため、短期返済能力を表示する貸借対照表から期間損益を表す損益計算書が財務諸表の中核となった。ここでは、一般に認められた会計原則と経営者が選択した会計方法の照合、および、報告利益の過大表示を看過しない監査手続の実施が求められた。

加えて、1933年証券法および1934年証券取引法の制定により法定財務諸表監査制度が導入され、これにより監査人は制度上も責任分担を担う社会的構造の中に位置づけられる。そして、重要な虚偽記載の発見という、第三者である財務諸表利用者への責任を新たに負わなければならない。その代わりに、監査人は財務諸表中に含められている表現についての監査に関して発生する責任のみを負担することとなり、この点では責任は従来に比して減免されるのである。しかし実際には、1960年代に至るまで、監査人はこの新たな監査に対応した監査手続を適時適切に行わず、しかも監査人は基準への準拠性を理由に免責され得た。財務諸表利用者は契約法によって提訴しても救済されず、発生した投資損失は自己責任となり、社会全体の責任分担構造からすればその責任を過大に負担させられていた。

第5章では、監査人が訴訟危機に見舞われ、1970年代から一転して過大な責任を課せられる1980年代を対象としている。監査人の過小な責任負担が、法律上の裁定により課せられる負荷によって代替されたにもかかわらず、期待ギャップは解消されなかった。1988年に、米国の会計専門職はその対応として、経営者不正の発見を目的とし重要な虚偽記載を発見するためのリスク・アプローチを採用した。しかし、これをもってしても、もはや、監査人による責任負担は十分とは考えられなくなっていた。

第6章では、2003年に至るまでの責任分担構造の歪曲の実態、およびその是正の試みを考察している。1980年代後半から、監査対象の財務諸表が原価主義から時価主義に基づく作成へ移行し、すなわち将来の見積もりや経営者の判断が多分に含まれるものへと変容した。監査人はかかる変容に対応した監査手続を導入すべきであったが、その対応は遅れた。さらに1990年代後半の米国では、財務報告の関係者がその責任を適正に負担する構造が崩れ、社会的に適切な責任分担がなされなかったと考えられる。かかる監査についての社会的責任分担構造の歪曲が、Enron社の破綻に代表される会計的不正を生起するのである。2002年サーベインズ・オックレー法等は、かかる会計不信の払拭の試みであり、新たな社会的責任分担構造の構築の試みである。

さて、以上のような監査人の負うべき「責任」という観点からの歴史的な分析の結果、本論文においては、その結論として米国監査史における3つの大きな転換点を見いだしている。その第一は、監査人が「保証」する内容が受託者の行為の誠実性から会計情報の表現を通じたものへと変化した19世紀後半である。第二は1930年代であり、ここでは会計報告書の情報の保証は従前のままであったが、法定監査の導入に伴い他者との関係で責任が規定されることとなり、会計専門職のうち監査業務を行う者の責任が限定されることとな

った。この結果、監査は会計報告書中の情報の表現の適正性に関する保証のみを行うこととなった。第三は、2002年サーベインズ・オックスレー法の制定により、職業専門家としての監査人の責任がさらに限定された時点である。このように、監査人の責任は、その負うべき対象を拡張させながら、かつその責任の範囲を限定させる形で常に変容していることが見いだされている。

本論文については、監査史を、特に監査人が負うべき責任とその社会的な負担（分担）という観点から再構築したものであり、結果として独自の結論を導き出すことに成功している。加えて、かかる分析を通じて監査人が本来負うべき責任範囲を明らかにするとともに、将来に対する視点も得ることができており、以上の点でその結論の独自性と学術的な貢献は大きいと判断される。一方、本論文の問題点としては、その分析対象が結果として米国のそれに大きく依拠することとなっていること、社会全体で分担されるべき監査に関わる責任の総体的範囲が必ずしも明確に示されていないという点が挙げられよう。しかしながらこれらの問題点は、むしろ本論文の成果によって明らかになった新たな問題点とも言うべき側面も持ち、本論文の成果と貢献を減ずるものではない。以上により、審査委員全員一致により、本論文が博士（経営学）に値すると判断するものである。